

科学技術庁発足に先立つ戦後科学技術行政の動向

一般財団法人 総合科学研究機構 特任研究員 國谷 実

連合国軍司令官マッカーサー元帥の要請を受けて、米国陸軍は米国科学学士院に依頼し6人の専門家からなる学術顧問団を22年7月19日から8月28日まで派遣し、報告書を作成させた。この報告書を受けて、政府は学術体制刷新委員会を設置し、22年8月28日～23年3月27日の間、選挙された108人の科学者たちによる検討を行わせた。この報告書「新学術体制の立案について」では、在来の「帝国学士院」を改編すること、戦前の「学術研究会議」及び「日本学術振興会」を解消し、新たに選挙された会員による「日本学術会議」を設置すること、行政機関としての科学技術行政協議会を設けることが決定され、立法化され、24年1月、日本学術会議と科学技術行政協議会が設立された。24年から31年までの科学技術行政はこの二つの機関によって行われることとなった。

ただし、日本学術会議と科学技術行政協議会はおのずと機能を異にし、日本学術会議は政府から諮問を受け答申を行うとともに、政府に対して勧告を行うことを任務としている。これに対し、科学技術行政協議会は日本学術会議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置、及び政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に関することを審議事項としている。その意味で、科学技術政策の立案において、日本学術会議が主たる役割を持ち、科学技術行政協議会が従たる役割を持つということができる。

新技術振興渡辺記念会で令和3年下期の助成研究として採択された本調査研究では24年から31年までの科学技術行政、特に日本学術会議と科学技術行政協議会の業務の比較、そして31年5月に科学技術行政協議会業務がいかにか科学技術庁に引き継がれたかまでを検討しようとするものである。言うておおくが、科学技術行政協議会は独立して設置された科学技術庁と引き継がれた部分もあるが、本質的には全く違う機関であることがこれによりわかると思われる。

*

本調査研究では、第1部で組織的成り立ちを取り上げ、第2部で日本学術会議の活動の分析、第3部で科学技術行政協議会の活動の分析、第4部でその取りまとめを行うこととした。第1部については冒頭でその概要を述べたので、以下第2部以下を概説する。

24年から31年までの日本学術会議の活動としては、勧告等（（勧告・声明・要望・申入れ）と諮問に分けて考察した。

日本学術会議の勧告等の活動は24、25年は活発であったが、26、27年からは減少し、以後低調化してゆくこと、活動の中心が法律に基づく勧告・申入れから、実質的効果は変わらないが法律に基づかない要望・申入れに変化してゆくことがあげられる。

日本学術会議への諮問は、24、25年は、諮問数が平均して高い水準であったが26年以降は、その直前に比較して、諮問数が顕著に落ち込んでいる。

このような変化の起こった最大の原因は、サンフランシスコ条約の締結、日本の独立、それに伴い日本学術会議と科学技術行政協議会の成立、諸活動に積極的に関与して来たGHQの撤退（27年5月）の影響が大きい。

諮問についても、日本学術会議に関する各省（文部省を除く）の関心がGHQの撤退（27年5月）前後から顕著に低くなったことが分かるのである。

なお、全体的な傾向と別に、勧告等、諮問の内容を分析すると、法案、組織、行政改革・整理、制度・待遇、予算・経費、計画、新事業、新規学問分野等に関するものが挙げられ、個別の内容にわたるものが多かった（すなわち全体的計画への言及はあまりなかった）。

＊

科学技術行政協議会の活動としては、日本学術会議の勧告等（勧告・声明・要望・申入れ）と諮問にかかわるものは日本学術会議とほぼ変わらない。

日本学術会議の勧告等（勧告・声明・要望・申入れ）と諮問にかかわらないものに、①科学技術に関する国際的事業、②科学技術に関する行政の連絡調整があり、これらは日本学術会議と直接かかわらない活動として科学技術行政協議会として独自に活動している。そしてさらに、勧告等もふくめて科学技術行政協議会の活動のために③部会の設置が行われたことである。これらの業務は、科学技術庁発足後に引き継がれ、科学技術庁の重要な業務となっていたものが多い。

＊

上述した通り、昭和 27 年、日米講和条約（いわゆるサンフランシスコ条約）が締結され、GHQが日本から撤退することとなった。このため、GHQ撤退後、科学技術庁設置までは、日本学術会議と科学技術行政協議会の活動は減少している。

このようにして科学技術庁が発足したのであるが、科学技術行政協議会の最末期と科学技術庁の最初期の業務を比較すると、引き継がれた業務も多いが、科学技術庁発足直後に始められた新規業務も見つけることができる。

- ①科学技術振興法案の審議
- ②研究長期計画の策定
- ③技術開発機関法作成（後の新技術開発事業団）
- ④技術士法の検討

これらは科学技術庁において、大きくは国全体の総合的科学技術計画、研究と産業を結びつけるスキームの検討が初めて検討可能となったということなのである。逆に言えば、これらは日本学術会議と科学技術行政協議会において実施できなかった科学技術政策であり、さらに日本学術会議と科学技術行政協議会の限界と考えることができるのである。こうして科学技術庁による新しい科学技術政策の時代が始まるのである。これらについては前年度の「科学技術政策 65 年史—科学技術庁設立から統合までの 45 年、統合後の 20 年—」に詳しく述べている。